

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】令和7年3月5日(2025.3.5)

【公開番号】特開2023-180855(P2023-180855A)
 【公開日】令和5年12月21日(2023.12.21)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-240
 【出願番号】特願2022-94496(P2022-94496)
 【国際特許分類】

H 0 5 K 7/20(2006.01)

H 0 5 K 5/15(2025.01)

H 0 2 G 3/16(2006.01)

10

【F I】

H 0 5 K 7/20 B

H 0 5 K 5/02 P

H 0 2 G 3/16

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月25日(2025.2.25)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記変位規制部は、前記ケースの前記被載置面から突出する突出部を有し、
 前記熱伝導部材は、前記突出部が挿通配置される貫通穴を有し、
 前記バスターは、前記貫通穴に重ね合わされて前記突出部が挿通配置される貫通孔を有している、請求項1に記載の回路構成体。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記アップケースは、前記バスターを前記熱伝導部材に接触させる押圧部を有し、
 前記押圧部に、前記被ロック部が設けられている、請求項3または請求項4に記載の回路構成体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

前記変位規制部は、前記ケースの前記被載置面の周縁から突出する弾性ロック片を有し、
 前記弾性ロック片は、前記熱伝導部材の外周側に弾性変形可能な撓み片と、前記撓み片の突出端部に設けられたロック爪部とを有し、前記ロック爪部は、前記熱伝導部材に重ね合わされた前記バスターの縁部に係合している、ことが好ましい。被載置面の周縁から突出する弾性ロック片を設けて、弾性ロック片のロック爪を熱伝導部材に重ね合わされたバスターの縁部に係合することで、ケースに対する熱伝導部材の変位を抑制することができ

50

る。その結果、熱伝導部材の被載置面に対する変位を一層有利に抑制して熱伝導部材とケースの界面に発生する応力の軽減をさらに有利に図ることができる。しかも、バスバーに穴を設ける必要がないことから、バスバーを導通部材として用いる際には、バスバーの導通抵抗も有利に維持できる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

10

また、ロアケース60における下周壁92において、アッパケース58における被ガイド部84と対応する位置には、ガイド部110が設けられている。実施形態1では、下周壁92における前後方向両側の部分において、複数のガイド部110が、左右方向で相互に離隔して設けられている。すなわち、ロアケース60において、各ガイド部110は、各ロック部102よりも外周側に設けられている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図4

【補正方法】変更

【補正の内容】

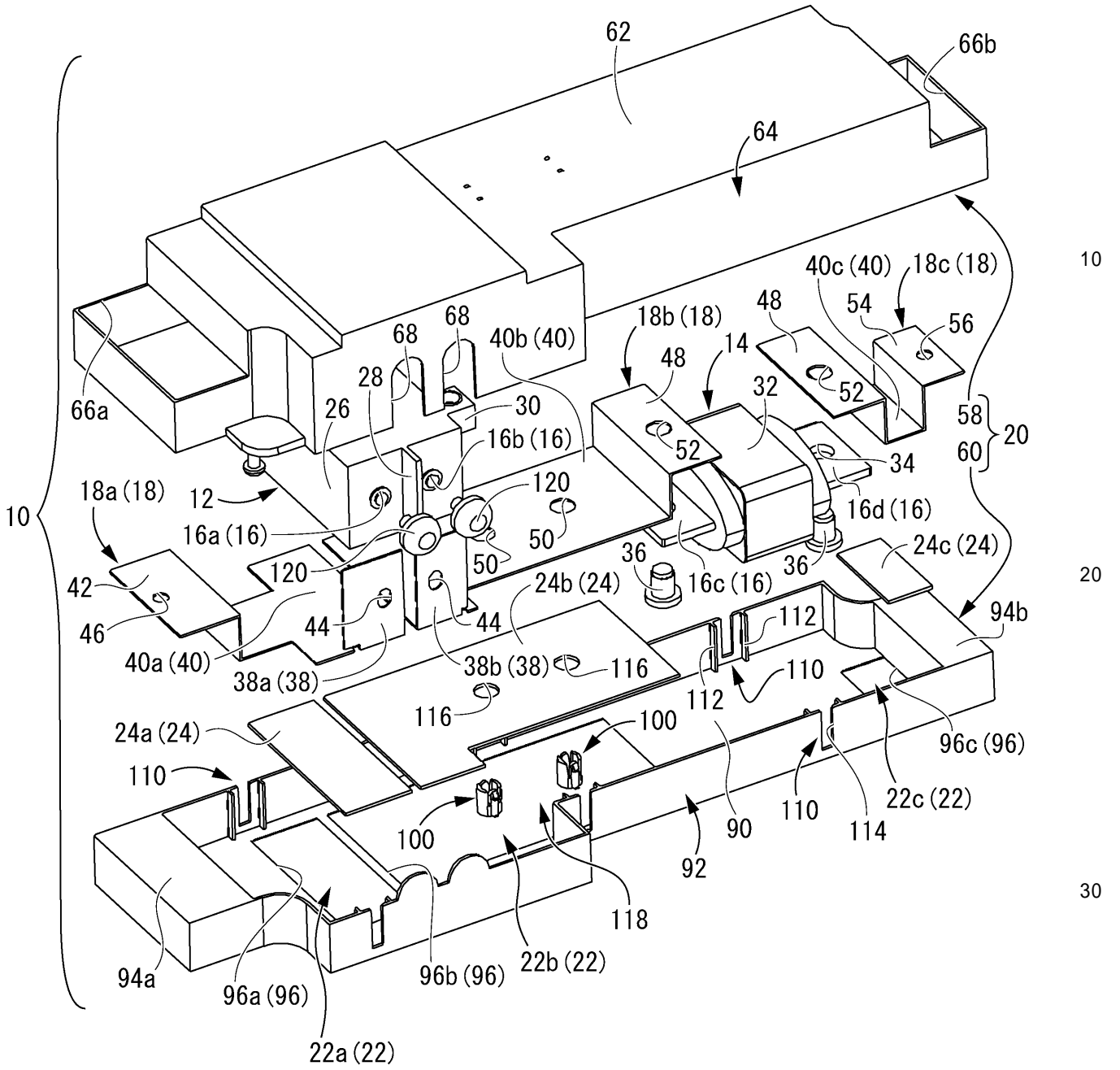
20

30

40

50

【図4】



10

20

30

40

50